

## 無年金者対策の推進を求める意見書

年金の受給資格期間の短縮は、無年金者対策及び将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、平成24年2月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」に明記され、消費税率10%への引上げ時期に合わせ、25年から10年に短縮することとなった。

厚生労働省によると、受給資格期間が10年に短縮した場合、新たに約64万人が受給権を得る可能性があるとされている。

安倍総理は、本年6月、世界経済が減速するリスクを回避するとともに、デフレから脱却し、経済の好循環を確実にするため、平成29年4月に予定していた消費税率の引上げを2年半再延期することを表明したが、この無年金者対策については、平成29年度中の実施に向け、9月26日、改正法案が閣議決定されたところであり、法案の早期成立と確実な実施が期待されている。

また、消費税引上げとともに延期された、低年金者への「年金生活者支援給付金」等についても、早期に実施する必要がある。

よって、政府においては、無年金者対策に関する必要な財源の確保を含め、安心できる社会保障制度の確立を図るため、早急に下記の事項について取り組むよう強く要望する。

- 1 無年金者対策は喫緊の課題であることから、年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置について、平成29年度中に確実に実施できるよう必要な体制整備を行うこと。
- 2 低年金者への福祉的な措置として最大月額5,000円程度（年6万円程度）を支給する「年金生活者支援給付金」等については、財源を確保した上で、できるだけ早期の実施を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月13日

内閣総理大臣  
財務大臣　あて  
厚生労働大臣

福島県議会議長　杉山純一